

# 3月定例市議会が開会

3月5日 日本共産党市議団から金子ゆきひろ議員が一般質問

3月定例市議会では、令和2年度川口市一般会計補正予算や令和3年度川口市一般会計予算のほか、一般議案などが提案され審議されます。

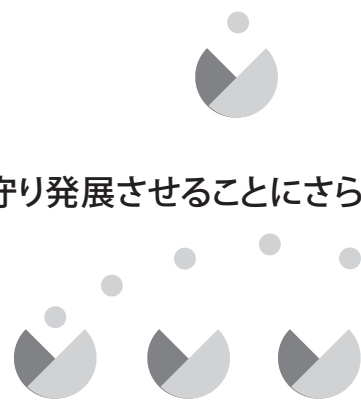
令和2年度関係議案では、一般会計補正予算額48億2712万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2808億2518万9千円とし、特別会計や企業会計の補正予算や一般議案は財産の取得について（NHK跡地整備事業用地・江川第3調節池整備事業用地）債務負担行為補正（新型コロナウイルスワクチン接種予約受付システム開発・保守業務、新型コロナウイルスワクチン接種関連業務）が議案となっています。

また、令和3年度関係議案では、令和3年度川口市一般会計予算は2096億4000万円（増減率0.8%）、特別会計1413億3329万2千円（増減率3.5%）、企業会計596億3600万円（増減率△0.9%）や一般議案について審議されます。

3月5日（金）～3月9日（火）までの一般質問では、日本共産党市議団から金子ゆきひろ議員が以下の項目で質問を予定しています。

3月5日（金）午後3時から 金子ゆきひろ議員

- 1、住民自治の徹底で住民が主人公の市政を
- 2、PCR検査の徹底で感染拡大防止を
- 3、安心して利用できる介護保険に
- 4、障害者福祉の拡充を
- 5、コロナ禍において市内産業、地域経済を守り発展させることにさらなる力の発揮を
- 6、川口市の教育の刷新を
- 7、災害対策について
- 8、地域の諸課題について



# 新川口

2021年2月28日 No.1597

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川 2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

## 「緊急小口資金」「総合支援金」の特例貸付が拡充! 「総合支援金」(最大60万円)の再貸付開始

知っ  
得  
情報

**問** 「緊急小口資金」「総合支援金」の特例貸付というのはどういう制度ですか？

**答** 新型コロナウイルス感染症の影響で、休業や失業など収入が減少した方に貸し付けを行うのがこの制度です。

「緊急小口資金」は緊急かつ一時的な生計維持のための生活費20万円以内を貸し出すもの。

「総合支援金」は収入減少が長期にわたることで、日常生活の維持が困難な方に生活の立て直しまでの期間（3カ月）の生活費を貸し出します。2人以上世帯は20万円/月以内、単身世帯は15万円/月以内、原則3カ月以内の貸付です。

**問** 今回は“再貸付”となっていますが、どういうことですか？

**答** これまで、「緊急小口資金」「総合支援資金」の貸付けが終了した方は、再度この制度で借りることが出来ませんでした。しかし、緊急事態宣言の再発令により、生活が困窮する世帯に対し、2月19日から3月末までの間、再貸付を実施する事になりました。対象者には案内を送付しています。

**問** 借りるのは良いのですが、返す時のことを考えてしまいます。

**答** 「緊急小口資金」の据置期間は1年以内、償還期限は2年以内。「総合支援金」の据置期間は1年以内、償還期限は10年以内となっていますが、今回の特例措置は2つの資金とも、償還時に於いて所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除するとしています。

**問** 借りたことはないのですが、これからでも借りられますか？

**答** もちろんです。詳しくは [川口市社会福祉協議会048-252-1294](tel:048-252-1294) まで。ホームページにも申請用紙が掲載されています。郵送での申請です。

# 日本共産党市議団が国等への意見書案を提案 採択できるよう全力で頑張ります!

12月24日に開会した3月市議会定例会を前に開かれた議会運営委員会に、日本共産党市議団は「生活保護制度の扶養照会の運用の見直しを求める意見書」(案)、「コロナ禍における経済対策と中小企業支援策を求める意見書」(案)、「小中学校の少人数学級を確実に進めることを求める意見書」(案)の3本の意見書案を提案しました。

今号では、2本の意見書案の全文を紹介します。

## 「生活保護制度の扶養照会の運用の見直しを求める意見書」 (案)

新型コロナの影響による解雇や所得の急減で困窮した人のよりどころとして、生活保護制度の役割は重要である。ところが、各地で生活保護につなげられない事態が後を絶たない現状である。生活保護は恥という意識や生活保護利用に対するバッシングによって、生活保護制度利用への権利意識が弱められていることから、本来の困窮者を救済する機能を回復させることが急がれている。

現在、厚生労働省は生活保護の積極的な利用を呼びかけ「生活保護の申請は国民の権利です」「ためらわずにご相談ください」といったメッセージをウェブサイトに掲載し申請を促しているが、「扶養照会」が申請を躊躇する一因ともなっている。日本は、配偶者間、直系血族のみならず兄弟姉妹、三親等内の親族までが対象となっており、世界にほとんど類をみないほど広範囲な扶養義務を課しているが、実際に、年々家族関係が希薄になってきており、扶養を求めることが実態に合わない状況が広がっている。2017年の厚生労働省の調査では、年間46万件的扶養照会に対し経済援助に至ったのはわずか1.45%であり、福祉事務所の業務負担が大きく、現状にそぐわないとの指摘もある。

そもそも生活保護制度は、憲法第25条の生存権の保障を具体化したものである。国会でも、扶養照会は法律事項ではなく「義務ではない」としており、生活保護の申請は国民の権利と認めていることから、相談や申請を躊躇してしまうようなことはあってはならない。

よって、政府において、生活保護の申請を躊躇する一因ともされる扶養照会は、申請者が事前に承諾し、かつ明らかに扶養義務の履行が期待できる場合に限るなどの見直しを図るよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

## 「コロナ禍における経済対策と中小企業支援策を求める意見書」 (案)

新型コロナウイルス感染症の感染者が、2021年1月に国内で初めて確認されてから1年以上が経過した。この間、全国で40万人以上の感染者が発生している。感染抑止策として、緊急事態措置区域を限定して緊急事態宣言が発出された。この1年以上の間、国民のくらしと経済は危機的事態に陥っており、家計の消費支出は消費税率8%への増税前に比べ、1世帯で年間30万円もの減少となっている。苦境に立つ国民の所得を補償することや損失を補填する直接支援が急務であり、消費を拡大することが経済再生には欠かせない。

わが国の消費税は食料品、生活必需品や光熱費など暮らしに不可欠な支出にも課税されており、消費税減税を行えば所得の低い人ほど恩恵があることや、中小企業の経営を支える事につながることから、消費税率を5%に戻す緊急減税を決断すべきである。

また、今年10月1日からインボイス制度における対象事業者登録が始まるが、消費税の仕入税額控除方式として実施されれば、年間の売り上げが1,000万円に満たない小規模事業者は、取引先の意向次第で消費税の課税業者となるか、商取引から排除されるかの選択を迫られる。インボイスの実施について、財務省の見込みでは161万者が課税を選び、1事業者あたり15万4,000円もの新たな税負担になるとの見解を示している。対象となる飲食業や建設業の一人親方や職人、フリーランスなど個人事業者の多くが打撃を受ける。10月からの登録開始は延期すべきである。

よって、国及び政府においては、コロナ禍における経済対策、中小企業支援策を講じるよう以下、求める。

記

- 1 消費税率10%から5%への引き下げを行うこと。
  - 2 インボイス制度における対象事業者登録の延期を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。